

平成28年度 地熱発電技術研究開発事業  
「地熱貯留層探査技術」フェーズ2（追加解析）  
に関する委託業務契約書

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
〇〇〇〇株式会社

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり委託契約（以下「契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、「平成28年度地熱発電技術研究開発事業「地熱貯留層探査技術」フェーズ2（追加解析）」（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（定義）

第2条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- (1) 「業務成果」とは、委託業務の実施期間中又は委託業務の結果得られたもので、第13条に規定する業務報告書中、本委託業務の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
  - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む)並びに外国における上記権利に相当する権利
  - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲と乙等で協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- (3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- (4) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第18条から第28条に規定する権利を行使する行為、並びにノウハウの使用をいう

(委託の内容)

第3条 委託業務の実施内容、スケジュール、実施体制及び支出計画は、末尾添付の「委託業務実施計画書」(以下「実施計画書」という。)のとおりとする。

- 2 乙は、前項に規定する実施計画書に記載されたところに従って委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更された場合も同様とする。

(実施期間)

第4条 委託業務の実施期間は、契約締結日から平成29年3月31日までとする。

(委託費)

第5条 甲は、乙が委託業務の実施に要した費用(以下「委託費」という。)について、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇,〇〇〇円、以下「契約金額」という。)を限度として、乙に支払うものとする。

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(委託費の使用)

第6条 乙は、実施計画書に記載されたところに従って委託費を使用しなければならない。当該実施計画書が変更された場合も同様とする。

(契約保証金)

第7条 甲は、本契約において、乙に対し契約保証金を全額免除する。

(必要事項の承認等)

第8条 乙は、委託業務を実施するうえで、甲が特に必要と定める事項については、甲の指示するところにより、あらかじめ甲に必要な書類等を提出し、その承認を得なければならない。当該事項を変更する場合も同様とする。

- 2 乙は、委託業務の実施期間中において、事故その他重要な事態が発生したときは、その旨を遅滞なく甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(再委託)

第9条 乙は、本契約を第三者に委託してはならない。ただし、当該委託について次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本契約時における実施計画書の定めるものである場合
- (2) 甲の書面による承認を得たものである場合
- 2 乙は、前項第2号の承認を受けようとする場合(委託先の変更を含む。)

にはあらかじめ様式第8により作成した実施計画変更届出書を提出しなければならない。

- 3 乙が、第1項ただし書により第三者に委託した場合においても、それに伴う第三者の行為については、乙は甲に対して責任を負うものとする。

#### (封印)

第10条 甲又は乙が必要と認めた場合は、本契約締結後1か月以内に、甲又は乙の所有に係る既存の知的財産権について、甲及び乙により封印を施すものとする。

- 2 乙が前条の規定により第三者に委託業務の一部を委託し、かつ、封印を施す場合は、本契約を締結後速やかに、当該第三者の所有に係る既存の知的財産権について当該第三者及び乙により封印を施し、乙は封印した文書の内容を甲に報告しなければならない。

#### (帳簿の記載等)

第11条 乙は、委託費について、帳簿を備え支出額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

- 2 乙は、委託費の支出額を、実施計画書に記載する支出計画に定める経費及び項目に従って帳簿に記載し、その支出内容を証する書類を整理して委託業務の終了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

#### (進捗状況報告書の提出)

第12条 乙は、委託業務の進捗状況について、甲が要求したときは、様式第1による委託業務進捗状況報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

#### (業務報告書の提出)

第13条 乙は、委託業務の終了日までに、様式第2による委託業務の成果を詳細に記載した委託業務報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務報告書に関し、必要に応じ、さらに詳細な説明資料等の提出を求めることができる。
- 3 乙は、納入物を文書で作成する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月2日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこととし、様式第2-1により作成した印刷物基準実績報告書を納入物とともに甲に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

- 第14条 乙は、委託業務の終了日の翌日から30日後、または平成29年3月31日のうちいずれか早い日までに、それぞれ様式第3による委託費の実績を記載した委託業務実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の実績報告書に関し、必要に応じ、さらに詳細な支出内容を証する書類等の提出を求めることができる。

(著作権等の保証)

- 第15条 乙は、委託業務の結果又は遂行過程において甲に提出する業務関連資料が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- 2 前項について第三者から権利侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。

(検査及び報告)

- 第16条 甲は、業務報告書又は実績報告書を受領したときは、当該報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。
- 2 甲は前項のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。
- (1) 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託業務実施期間中の検査
- (2) その他甲が必要と認めた検査
- 3 甲は、1項又は2項の検査を行うときは、甲の事業所又は乙の事業所（乙が委託業務の一部を委託した第三者の事業所を含む。以下同じ。）において、物品、帳簿及び支出内容を証する書類等を検査し、参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。
- 4 甲は、前項に規定する検査を行う場合は、事前に検査を受ける乙に対して通知しなければならない。なお、乙が委託業務の一部を第三者に委託した場合には乙が通知するものとする。

(委託費の額の確定)

- 第17条 甲は、前条の検査を行った結果、本契約及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託費に係る適正な支出額と契約金額とのいずれか低い額とする。

(委託費の請求及び支払)

- 第18条 乙は、それぞれ委託費を請求するときは、甲が前条の規定により委託費の額を確定し、乙に通知した後、様式第4による精算払請求書を甲

に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する精算払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、当該請求を行った乙に確定した委託費を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、損害金、違約金、履行遅滞金その他徴収すべき金額があるときは、確定額からこれらの金額を控除し、なお不足が生ずるときは、当該不足額を乙から徴収できるものとする。

#### （概算払）

- 第19条 甲は、委託費のうち必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず概算払をすることができる。
- 2 概算払の限度額は、委託費の使用実績若しくは支払確定額を考慮のうえ決定するものとする。
  - 3 乙は、概算払を請求するときは、様式第5による概算払請求書を甲に提出しなければならない。

#### （支払遅延利息）

- 第20条 甲は、第18条第2項に定める約定期間内に委託費を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払額に対して年2.80%の割合で計算した金額（円単位未満は切り捨て。）を、支払遅延利息として乙に支払うものとする。

#### （財産の管理）

- 第21条 乙は、委託業務の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）は、乙が検収した時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙等に使用することを認めることとする。
- 2 乙は、取得財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、乙が取得財産の管理する期間は、乙が財産の検収をした日から、甲の指示に基づき甲が指定する相手先に引き渡す日までとする。
  - 3 乙は、取得財産について、様式第6による取得財産管理台帳を備え、様式第7による取得財産明細書を実績報告書に添付しなければならない。
  - 4 乙が取得財産を亡失又はき損したときは、その損害はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りでない。
  - 5 乙は、取得財産について他の財産と区分するために、甲の所有財産である旨の表示表を貼付して管理しなければならない。
  - 6 乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
  - 7 乙は、取得財産について甲が使用する場合を除き、当該実施期間終了時点における残存簿価にて引き取るものとする。ただし、甲が当該財

産に経済的価値がないと判断した場合には、廃棄処分することができる。

- 8 取得財産が独立行政法人通則法第8条第3項に規定する不要財産に該当する場合には、同法の定めに従い経済産業大臣の認可を受けた後、処分するものとする。

(成果等の帰属)

第22条 業務成果及び知的財産権（以下総称して「成果等」という）は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前から有していた既存の著作権を利用しているものについては、乙に帰属するものとし、乙は甲に対し無償で利用を許諾するものとする。なお、著作者人格権は行使しないものとする。

- 2 乙は、前項に規定する成果等については、委託業務の完了後及び本契約の解除後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該成果等を甲の承認を受けないで委託業務の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(成果等の共有等)

第23条 甲は、乙が前条に規定する成果等を甲との共有とすることを申し出たときは、当該成果等の共有持ち分の対価を得て共有とすることができる。ただし、当該乙の共有持ち分は50%を限度とするものとする。なお、共有者の範囲には第9条に規定する第三者を含むことができるものとする。

- 2 甲及び乙は、甲及び乙以外の者に対して、前項で規定する共有に係る成果等について、通常実施権を許諾するときは、あらかじめ互いに共有者となる相手方の同意を得るものとする。
- 3 甲及び乙がそれぞれ共有する成果等について、甲又は乙が実施、又はクロスライセンス契約を締結するときは、当該成果等に係る実施料を共有する相手方に対して支払わなければならない。
- 4 共有持ち分の対価及び実施料算定方法等は、甲及び乙にて協議の上決定する。
- 5 乙は、甲が第9条に規定する第三者以外の第三者に成果等を実施させるときは、当該第三者が当該成果等を円滑に実施できるよう甲の指示に従って、当該第三者に対する技術上の協力に努めなければならない。

(成果等の発表等)

第24条 乙は、甲の承認を得た上で委託業務の内容及び成果等を発表又は公表することができる。

(安全管理)

第25条 乙は、甲の海外安全管理実施要領(平成16年12月1日、2004年(総企)要領第26号、平成25年3月28日最終改正)を遵守し、甲と連携して安全確保に努めるものとする。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、本契約若しくはこれに付随して知り得た相手方の業務、技術、営業上の情報は秘密として取り扱い、本契約の実施期間内並びに期間終了後も、第三者に開示、漏洩してはならない。但し、本条第3項に定めるものについては、この限りではない。

2 乙は、甲の業務若しくはこれに付随して知り得た関連技術、技術情報を第三者に開示、漏洩してはならない。但し、本条第3項に定めるものについては、この限りではない。

3 前2項における、「本条第3項に定めるもの」とは以下のものをいう。

- (1) 相手方から提供される以前に公知となっていたもの
- (2) 相手方から提供される以前にすでに自己が所有していたもの
- (3) 相手方から文書による同意を得たもの
- (4) 相手方から提供された後に自己の責によらず公知となったもの
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく合法的に取得したもの

4 甲及び乙は、法令又は政府若しくは裁判所等の指示等により第1項、第2項により秘密保持を要する情報の開示を求められたときは、事前に相手方に通知し、必要最小限の情報に限り開示することができる。

(再委託への適用)

第27条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託する場合には、乙等が本契約を遵守するために必要な事項について本契約を準用して第三者と約定しなければならない。

(実施計画書の変更等)

第28条 乙は、委託業務の実施期間中において、実施計画書の内容を変更しようとするとき、又は各項目の経費について10パーセントを超えて流用する場合は、速やかに様式第8による実施計画変更申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、実施計画書の変更内容が軽微なものについては、この限りでない。

2 甲は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

3 乙は、第1項ただし書に定める軽微な変更を行った場合は、様式第9による実施計画変更届出書を甲に提出しなければならない。

(契約の解除)

第29条 甲は、乙が委託業務の実施期間中において、次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、本契約又は本契約に基づく甲の指示に



違反したとき。

- (2) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
  - (3) 乙が正当な事由がなく解除を申し出たとき。
  - (4) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正な行為があったとき
- 2 乙は、甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、契約の全部又は一部を解除することができる。なお、乙が損害を被ったときには、乙は、甲にその賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、甲及び乙の協議のうえ、決定する。
- 3 甲又は乙は、委託業務の実施期間中において、次の各号の一に該当し、この契約を解除又は変更しようとする場合は、相手方の承認を受けなければならない。
- (1) 甲の業務運営上の理由が生じたとき。
  - (2) 著しい経済情勢の変動が生じたとき。
  - (3) 天災地変又はそれに準ずる事態が生じたとき。
- 4 甲は第1項から第3項の規定により本契約を解除した場合において、委託費の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

#### (損害の負担)

- 第30条 前条の場合において、甲の責に帰すべき理由により生じた損害については甲の負担とする。
- 2 前条の場合において、甲の責に帰すべき理由によらずに生じた損害については乙が負担する。ただし、損害の発生が乙の責に帰することができない場合は、当該損害の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
  - 3 前2項の場合の損害額は、甲乙協議して決定するものとする。

#### (契約の解除に係る違約金等)

- 第31条 甲は、乙の責に帰すべき理由により、この契約を全部又は一部を解除した場合は、解除部分に対して100分の10を乗じて得た金額を、乙から違約金として徴収するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する納期までに納付しないときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に対して年5.00%の割合で計算した金額（円単位未満は切り捨て。）を、違約金に付して乙から徴収するものとする。

#### (履行遅滞金)

- 第32条 乙は、乙の責に帰すべき理由により、業務報告書及び実績報告書をそれぞれの提出期日内に提出できなかった場合は、それぞれの期日の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（引渡しを受けた部分が

あるときは、その部分に相当する契約金額を除く。) に対して年5.00%の割合で計算した金額(円単位未満は切り捨て。)を、履行遅滞金として甲に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第33条 乙が、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額(契約締結後、契約金額を変更した場合には変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。なお、本契約の履行が完了した後においても同様とする。

- (1) 乙又は乙の代理人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき。
- 2 前項の規定に該当する場合は、甲は、本契約を解除することができる。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項に規定する場合において、乙は、甲が指定する期日までに違約金を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。
- 5 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過する損害の額につき乙に賠償を請求することを妨げない。
- 6 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった

場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

- 第34条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に委託、再委託、外注又は請け負わせる場合は、本条に定める、個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者に求め、かつ当該第三者がそれを遵守することにつき約定しなければならない。
  - 3 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
    - (1) 甲から預託された個人情報を第三者（前項に該当する場合を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
    - (2) 甲から預託された個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
  - 4 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めるとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - 5 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業所等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
  - 6 乙は、委託業務を完了、又は契約解除したときは、甲から預託された個人情報を速やかに甲に返還するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、乙はその指示に従わなければならない。
  - 7 乙は、甲から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。
  - 8 乙は、甲から預託された個人情報以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱う。

- 9 第1項、第3項、第6項及び第7項の規定については、委託業務を完了、又は本契約解除した後であっても、なおその効力を有する。

(保証)

第35条 甲は、業務報告書及び実績報告書を受領した後、その内容が甲の承認した実施計画書と著しく異なることを発見したときは、乙に対して自己の費用で再業務させ、又はこれを修正させることができるものとする。

(相手方に対する通知発効の時期)

第36条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日から、それぞれ効力を発生するものとする。

(代表者の変更等の届出)

第37条 乙は、代表者又は住所を変更したときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(契約の公表)

第38条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の氏名及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(存続条項)

第39条 甲又は乙は委託業務期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても次の各条項については引き続き効力を有するものとする。

- (1) 第11条第2項は条項で定める期間効力を有する
- (2) 第16条第2項第2号、第3項及び第4項は委託業務の終了の年度の翌年度から起算して5年間効力を有する
- (3) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの  
第15条、第21条第2項、第3項及び第5項から第7項、第22条第2項、第23条、第24条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条及び第34条第1項、第3項、第6項及び第7項、第40条ならびに第41条

(協議)

第40条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。

(紛争の処理)

第41条 前条の協議によっても、なお紛争が円満に解決できない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年9月〇〇日

甲 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号  
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
契約担当役  
特命参与 川原 誠

乙

(様式第1)

平成28年度 地熱発電技術研究開発事業  
「地熱貯留層探査技術」フェーズ2 (追加解析)

委託業務進捗状況報告書

業務課題「・・・・・・・・の業務」  
(平成 年 月 日 現在)

平成 年 月 日  
〇〇〇〇株式会社

(用紙サイズA4)

(様式第 1 - 1)

1. 実施内容

業務項目	進捗状況	得られた成果	業務実施上の問題点

(様式第 1 - 2)

2. スケジュール

業務項目	内 容	平成 2 8 年										平成 2 9 年			備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
	進捗状況の例)														
	フォローは														
	折れ線グラ														
	フで行う。														

(様式第 1 - 3)

3. 支出内訳

(単位：円)

業務項目	小項目・費目	予算額	実 績 額			予算残額	備考
			既概算 払額	今期分	計		

(用紙サイズ A 4)

(様式第2)

平成 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
契約担当役  
特命参与 川原 誠 殿

社 名  
代表者名

印

平成28年度 地熱発電技術研究開発事業  
「地熱貯留層探査技術」フェーズ2（追加解析）

### 業務報告書

上記の件について、平成28年度委託業務契約書第13条第1項の規定に基づき、委託業務の成果を下記のとおり報告します。

### 記

1. 業務課題：
2. 契約年月日：
3. 業務報告書： 部



独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

契約担当役

特命参与 川原 誠 殿

住 所

名 称

代表取締役

印

印刷物基準実績報告書

契約件名：平成28年度地熱発電技術研究開発事業「地熱貯留層探査技術」フェーズ2  
(追加解析)

品 名：

I 「環境物品等の調達に関する基本方針」の「印刷」の判断基準

基 準	○×	基準不適合の理由
①印刷用紙に係る判断の基準（基本方針の「2. 紙類」における「印刷用紙」を参照）を満たす用紙が使用されていること。（ただし、冊子形状のものについては、表紙を除く。）		
②「古紙リサイクル適性ランクリスト」（基本方針の「2.2-2 印刷」における表1を参照）に示されたB、C及びDランク材料（「紙」へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料）が使用されていないこと。（ただし、印刷物の用途・目的からやむなく使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を印刷物に記載すること。）		
③日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に記載されている方法に従い、印刷物へリサイクル適性（II 資材確認票の判別結果）の識別表示を行うこと。		
④印刷の各工程において、環境配慮のための措置（III 印刷の工程における環境配慮チェックリスト）が講じられていること。		
⑤ 【オフセット印刷】 ・植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 ・インキの化学安全性が確認されていること。		

<p>⑥【デジタル印刷】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（基本方針の「5-6 カートリッジ等」における「トナーカートリッジ」を参照）を満たすトナーが使用されていること。</li> <li>・電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</li> </ul>		
--	--	--

※1 基本方針（平成28年2月2日変更閣議決定）は、以下のURLからダウンロードできる。  
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

※2 作成にあつては基本方針の「印刷用紙」、「印刷」及び「トナーカートリッジ」の各項を参照すること。

※3 日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」は、  
[http://www.jfpi.or.jp/recycle/print\\_recycle/data.html](http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html) を参照すること。

## II 資材確認票

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙						
インキ類						
加工	製本加工					
	表面加工					
	その他加工					
その他						

【判別結果】 ↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A又はBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C又はDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

※1 資材確認票に記入する印刷資材は、日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」

([http://www.jfpi.or.jp/recycle/print\\_recycle/data.html](http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html)) に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

※2 判別結果では、「リサイクル適性ランク」がすべて「A」の場合は「Aランクの資材のみ使用」に「○」を付し、Bランクの資材が一部でも使用されている場合は、「A又はBランクの資材のみ使用」に「○」を付し、C又はDランクの材料が一部でも使用されている場合は「C又はDランクの資材を使用」に「○」を付すこと。

※3 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。

### Ⅲ 印刷の工程における環境配慮チェックリスト

工程	実現	基準（要求内容）	
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい/いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	はい/いいえ	③廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じている。
		はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい/いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デジタル	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
	はい/いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。	
表面加工	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。	
	はい/いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）	

		の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製本 加工	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい/いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。

- ※1 納入物の作成に該当する工程の「はい」又は「いいえ」に○を付すこと。
- ※2 本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
- ※3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- ※4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む。）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- ※5 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
- ※6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

※印刷物を「調査報告書」、「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」など、印刷形態の違いに応じて分類し、それぞれの種類ごとにⅠ～Ⅲを適宜修正して作成し、納入物とともに提出すること。品名には、それぞれの種類ごとの名前を記載すること。

※ 印刷物へのリサイクル適性の識別表示の例（表紙、裏表紙又は背に表示）



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

詳しくは、日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」([http://www.jfpi.or.jp/recycle/print\\_recycle/data.html](http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html))を参照すること。

(様式第3)

平成 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

契約担当役

特命参与 川原 誠 殿

社 名

代表者名



平成28年度 地熱発電技術研究開発事業  
「地熱貯留層探査技術」フェーズ2 (追加解析)  
実績報告書

上記の件について、平成28年度委託業務契約書第14条第1項の規定に基づき、委託費の実績を下記のとおり報告します。

記

1. 業務課題：
2. 契約年月日：
3. 実施した委託業務の概要：
4. 委託業務に要した費用：
  - 1) 実績額
  - 2) 支出内訳 (別紙のとおり)

(用紙サイズA4)

(様式第4)

平成 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
契約担当役  
特命参与 川原 誠 殿

社 名  
代表者名

印

平成28年度 地熱発電技術研究開発事業  
「地熱貯留層探査技術」フェーズ2 (追加解析)  
に関する委託費精算払請求書

上記の件について、平成28年度委託業務契約書第18条第1項の規定に基づき、委託費を下記のとおり請求します。

記

1. 業務課題：
2. 契約年月日：
3. 契約金額：
4. 概算払を受けた金額：
5. 精算払を受けようとする金額：
6. 振込先：

(用紙サイズA4)

(様式第5)

平成 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
契約担当役  
特命参与 川原 誠 殿

社 名  
代表者名

印

平成28年度 地熱発電技術研究開発事業  
「地熱貯留層探査技術」フェーズ2 (追加解析)  
に関する委託費概算払請求書

上記の件について、平成28年度委託業務契約書第19条第3項の規定に基づき、委託費を下記のとおり請求します。

記

1. 業務課題：
2. 契約年月日：
3. 契約金額：
4. 概算払を受けた金額：
5. 概算払を受けようとする金額：
6. 支出内訳 (別紙のとおり)
7. 概算払を必要とする理由：
8. 振込先：

(注) 1件10万円以上の資産を購入し、その支払額を概算請求する場合は(様式第6)「平成〇〇年度取得財産明細書」を必ず貼付してください。

(用紙サイズA4)

取得財産管理台帳(平成28事業年度)

(様式第6)

(単位：円)

物品管理番号	名称又は構造	耐用年数	数量	取得年月日	取得価額(税抜)	保管場所	備考
	合 計						



(様式第7)

平成28年度(又は平成〇〇年〇月末日までに取得した財産) 取得財産明細書

(単位:円)

物品管理番号	名称又は構造	耐用年数	数量	取得年月日	取得価額(税抜)	保管場所	備考

(注) 1件10万円以上(耐用年数1年以上)の資産については、機器等の全体写真を撮影し、添付すること。

(様式第8)

平成 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

契約担当役

特命参与 川原 誠 殿

社 名

代表者名



平成28年度 地熱発電技術研究開発事業  
「地熱貯留層探査技術」フェーズ2 (追加解析)  
に関する実施計画変更申請書

上記の件について、平成28年度委託業務契約書第28条第1項の規定に基づき、実施計画書の内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 業務課題：
2. 契約年月日：
3. 委託業務の進捗状況：
4. 計画変更の内容：
5. 計画変更の理由：
6. 変更が実施計画に及ぼす影響：

(注) ①変更契約を締結しようとする場合には、この様式に準じて申請すること。

②この契約を解除 (一部解除を含む) しようとする場合には、その後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

(用紙サイズA4)

(様式第8)

平成 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
契約担当役  
特命参与 川原 誠 殿

社 名  
代表者名



平成28年度 地熱発電技術研究開発事業  
「地熱貯留層探査技術」フェーズ2 (追加解析)  
に関する実施計画変更届出書

上記の件について、平成28年度委託業務契約書第28条第3項の規定に基づき、実施計画書の内容を変更したので、下記のとおり届け出します。

記

1. 計画変更の内容：
2. 計画変更の理由：
3. 計画変更の期日：

(用紙サイズA4)

(様式第9)

平成 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

契約担当役

特命参与 川原 誠 殿

社 名

代表者名



平成28年度 地熱発電技術研究開発事業  
「地熱貯留層探査技術」フェーズ2 (追加解析)  
に関する実施計画変更届出書

上記の件について、平成28年度委託業務契約書第28条第3項の規定に基づき、実施計画書の内容を変更したので、下記のとおり届け出します。

記

1. 計画変更の内容：
2. 計画変更の理由：
3. 計画変更の期日：

(用紙サイズA4)

\*エクセル可

(様式第3及び様式第5-別紙)

## 支出内訳

(単位：円)

研究項目 項目・費目	(A) 予 算 額	(B) ( 月～ 月) 既概算払額	第○四半期概算払実績額(C)				(D) ( 月～ 月) 実績額	(E) ( 月～ 月) 確定見込額	(E)-(B)=(F) 精算払請求額	(A)-(E)=(G) 予算残高
			月	月	月	計				
(1)人件費										
(2)直接経費										
①										
②										
③										
(3)外注費										
①										
②										
(4)一般管理費 ((1)+(2))*○%										
小計 (税抜金額) 消費税等 (8%)										
合計 (税込金額)										
備考： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (A) 予算額は、計画変更承認があった場合は、変更後の金額を記載する。</li> <li>・ 各項目10%以内で流用する場合は、流用後の金額を(E)確定見込額へ計上する。ただし、別途流用計算書を添付のこと。</li> <li>・ (4)一般管理費率は、上限10%とする。</li> </ul>										

- (記載注) 1. 概算払請求書に添付する場合は、(B)・(C)欄に必要事項を記載する。
2. 実績報告書に添付する場合は、(C)欄以外全ての欄に必要事項を記載する。
- (1)実績額は、既概算払額に拘わらず、改めて積算した人件費及び一般管理費等の額を記載する。
- (2)確定見込額は、実績額のうち、予算額の範囲内で必要経費として認められる額(流用を行った場合は流用後の額)を記載する。
- (3)精算払請求額は、確定見込額から既概算払額を差し引いた額を記載する。